

交付対象者

次の 1～4 のすべてを満たす方が対象です。

- 1 下表に該当する中小企業者等で、令和 7 年 4 月 1 日以前から市内で継続して事業を営んでいる者

業種	中小企業者 (下記のいずれを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額又は出資の 総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下の会社	300 人以下	20 人以下
② 卸売業	1 億円以下の会社	100 人以下	5 人以下
③ サービス業	5,000 万円以下の会社	100 人以下	5 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下の会社	50 人以下	5 人以下
⑤ ゴム製品製造業 (一部を除く)	3 億円以下の会社	900 人以下	20 人以下
⑥ ソフトウェア業・情報処理サ ービス業	3 億円以下の会社	300 人以下	5 人以下
⑦ 旅館業	5,000 万円以下の会社	200 人以下	5 人以下
⑧ 医療法人・社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下		
⑨ 学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下		
⑩ 財団法人 (一般・公益) 社団法人 (一般・公益)	上記①～⑦の業種分類に基づき、その主たる業種に記載 の従業員の数に該当するもの		
⑪ 特定非営利活動法人	上記①～⑦の業種分類に基づき、その主たる業種に記載 の従業員の数に該当するもの		
⑫ 中小企業等協同組合法第 3 条に規定する中小企業等協 同組合	上記①～⑦の業種分類に基づき、その主たる業種に記載 の従業員の数に該当するもの		
⑬ 農事組合法人	上記①～⑦の業種分類に基づき、その主たる業種に記載 の従業員の数に該当するもの		

2 中東情勢の影響により、令和 8 年 4 月から 7 月の期間のうち任意の単月の売上総利益（粗利）が前年同月と比べて減少している者

3 納期の到来した市税の滞納がない者

4 次のいずれにも該当しない者

- ① 川口市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 5 2 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ③ 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条に規定する宗教団体又は宗教性を有する団体等と市長が認める者
- ④ ①～③に定めるもののほか、本支援金事業の目的に鑑み、支援金を交付することが不適切であると市長が判断する者。